

茨城県報 第6252号

昭和49年9月2日

月曜日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目次

告示

	ページ
●茨城県林業機械化促進補助金交付要項の一部改正(林政課)	1
●土地改良事業の認可(農地管理課)	2
●道路の区域変更(道路維持課)	2
●道路の供用開始(")	3
●道路の供用廃止(")	3

(公安委員会)

●緊急自動車の指定	4
-----------------	---

(選挙管理委員会)

●参議院(地方選出)議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	4
---	---

公告

●昭和49年度高圧ガス作業主任者試験および販売主任者試験の実施について(商工企画課)	10
●県営土地改良事業計画について(農地管理課)	11
●土地立ち入り測量(用地課)	12
●栄町土地区画整理組合の役員の住所の変更(都市計画課)	12
●道路位置の指定(建築指導課)	12
●開発行為の工事完了(4件)(")	14

正誤

●昭和49年6月27日付茨城県報号外中	15
---------------------------	----

告示

茨城県告示第778号

茨城県林業機械化促進補助金交付要項(昭和37年茨城県告示第684号)の一部を次のように改正する。

昭和49年9月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

第2条の表中「5自動鋸」を「5防振式自動鋸」に改める。

第11条を第12条とし、第8条、第9条及び第10条を1条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の1条を加える。

(補助金の支払)

第8条 この補助金は、精算払により交付するものとする。

第13条として次の1条を加える。

(帳簿等の保存)

第13条 この補助事業に係る帳簿等は、事業完了後5ヶ年間保存しなければならない。

付 則

この要項は、昭和49年4月1日から適用する。

茨城県告示第779号

昭和49年6月5日付で土浦市外十五ヶ町村土地改良区から申請のあつた花室川中流地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により、昭和49年8月26日認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和49年9月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第780号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和49年9月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和49年9月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

路線名	区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
県道 竜ヶ崎 潮来線	竜ヶ崎市川原代町字知手 4000番の1地先から	旧	メートル 最大 18.0 最小 7.5	メートル 1,675.0	
	竜ヶ崎市寺後町3646番地先まで	新	最大 23.0 最小 15.0	1,452.0	
県道 千葉 竜ヶ崎線	北相馬郡利根町大字布川字内宿 3027番県界から	旧	最大 30.0	8,319.9	
	竜ヶ崎市寺後3916番の2 地先まで		最小 4.0		
県道 土浦 竜ヶ崎線	北相馬郡利根町大字布川字内宿 3027番県界から	新	最大 30.0	8,694.9	
	竜ヶ崎市寺後町3646番地先まで		最小 4.0		
県道 土浦 竜ヶ崎線	土浦市小松町513番の1地先から 竜ヶ崎市馴馬町字上米余郷 524番の1地先まで	旧	最大 27.0 最小 3.6	20,936.4	
	土浦市小松町513番の1地先から 竜ヶ崎市川原代町4区 6314番の1地先まで	新	最大 27.0 最小 3.6	20,380.4	

県道竜ヶ崎停車場線	竜ヶ崎市寺後町3903番から 竜ヶ崎市寺後町3921番の3まで	旧	最大 18.5 最小 6.6	56.0
	竜ヶ崎市寺後町3903番から 竜ヶ崎市寺後町3921番の6まで	新	最大 20.0 最小 6.6	67.0

茨城県告示第781号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和49年9月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和49年9月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道竜ヶ崎潮来線	竜ヶ崎市川原代町字知手4000番の1地先から 竜ヶ崎市寺後町3646番地先まで	昭和49年9月2日
県道千葉竜ヶ崎線	竜ヶ崎市寺後3916番の2地先から 竜ヶ崎市寺後町3646番地先まで	昭和49年9月2日
県道竜ヶ崎停車場線	竜ヶ崎市寺後町3921番の3から 竜ヶ崎市寺後町3921番の6まで	昭和49年9月2日

茨城県告示第782号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように廃止する。
その関係図面は、昭和49年9月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和49年9月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 土浦竜ヶ崎線
- 2 供用廃止の区間 竜ヶ崎市川原代町4区6314番の1地先から
竜ヶ崎市馴馬町字上米余郷524番の1地先まで
- 3 供用廃止の期日 昭和49年9月2日

(公安委員会)

茨城県公安委員会告示第37号

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項の規定により、次のとおり緊急自動車の指定をしたので公示する。

昭和49年9月2日

茨城県公安委員会委員長 大平二郎

緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名,年式	用途	所有者又は管理者
809	茨88す 1983	ニッサン 49年	警察責務遂行用	茨城県警察本部
810	茨88せ 1915	"	"	"

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第29号

昭和49年7月7日執行の参議院(地方選出)議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公職選挙法第192条第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

昭和49年9月2日

茨城県選挙管理委員会

委員長 中島 鍊太郎

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 昭和49年7月7日執行参議院(地方選出)議員選挙(茨城県選挙区)
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
10,706,400円
- 報告書の要旨

候補者氏名	岩 上 妙 子	所属党派	茨城県農 政治連盟	期間 5月31日から 7月19日まで 第1回分
出納責任者 氏名	小 幡 弘 三			

収 入			支 出	
主たる寄附			人 件 費	2,768,000円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家 屋 費	968,160
自由民主党	政 党	5,000,000円	選挙事務所費	968,160
西 湖 会	団 体	500,000	集合会場費	—
日本鋳業株式 社	工 業	500,000	通 信 費	84,797
資源経済研究会	団 体	500,000	交 通 費	469,080
株式会社宮地鉄 工所	工 業	300,000	印 刷 費	1,669,900
日本原子力発電 株式会社		1,000,000	広 告 費	641,750
			文 具 費	235,424
			食 糧 費	548,510
			休 泊 費	313,040
			雑 費	85,995
その他の寄附	1 件	10,000		
その他の収入		—		
今 回 計		7,810,000	今 回 計	7,784,656
前 回 計		—	前 回 計	—
総 計		7,810,000	総 計	7,784,656

報告書受理年月日

昭和49年7月22日

第1回報告分

候補者氏名	海 野 幹 雄	所属党派	日本共産党	期間	6月1日から	第1回分
出納責任者氏名	久 保 田 俊 雄				7月19日まで	

取 入			支 出	
主たる寄附			人 件 費	230,000円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家 屋 費	514,867
大 塚 正	政党役員	500,000円	選挙事務所費	492,967
高 橋 清	政党役員	150,000	集合会場費	21,900
林 俊 光	政党役員	300,000	通 信 費	39,930
藤 代 武	政党役員	200,000	交 通 費	102,010
井 上 守	政党役員	300,000	印 刷 費	705,000
菅 野 靖 男	政党役員	200,000	広 告 費	195,800
日本共産党茨城 県委員会	政 党	69,000	文 具 費	8,235
長谷川 勝 彦	政党役員	46,000	食 糧 費	21,550
平 塚 三喜夫	政党役員	46,000	休 泊 費	61,800
奥 村 忠 義	政党役員	46,000	雑 費	12,014
藤 沢 真 一	政党役員	46,000		
菅 谷 幾 子	団体役員	46,000		
その他の寄附	1 件	23,000		
その他の収入		—		
今 回 計		1,972,000	今 回 計	1,891,206
前 回 計		—	前 回 計	—
総 計		1,972,000	総 計	1,891,206

報告書受理年月日	昭和49年7月22日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	郡 祐 一	所属党派	自由民主党	期間 6月5日から 7月18日まで	第1回分
出納責任者氏名	千ヶ崎	惣右衛門			

収 入		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
自由民主党	政 党	5,000,000円
西 湖 会	団 体	500,000
関東実業(株)	不動産業	100,000
鈴国産業(株)	不動産業	200,000
日本自治同志会	団 体	200,000
茨城県歯科医師 政治連盟	団 体	100,000
日本歯科医師政 治連盟	団 体	500,000
全国厚生農業協 同組合連合会	団 体	200,000
地域医療推進対 策協議会	団 体	100,000
全国たばこ耕作 者政治連盟茨城 県支部連合会	団 体	50,000
古 川 梅三郎	会社重役	100,000
庭 野 正之助	会社社長	500,000
健康を守る会茨 城支部	団 体	500,000
全 国 知 事 会	団 体	200,000
全国小売酒販政 治連盟	団 体	200,000
茨城県医師連盟	団 体	500,000
戸田建設(株)	建 設 業	300,000
日進電業社	電機器具商	92,000
小泉運動具社	商 業	92,000
加 瀬 延 秋	農 業	92,000
池田物産(株)	自動車 部品販売	92,000
鈴 木 健 二	不動産業	92,000
大 熊 喜 一	消防ポン プ販売員	92,000
人 見 昇	飲食店業	92,000
その他の寄附	7 件	87,000
その他の収入		—
今 回 計		9,981,000
前 回 計		—
総 計		9,981,000

支 出		
人 件 費		2,082,500円
家 屋 費		601,200
選挙事務所費		601,200
集会会場費		—
通 信 費		233,424
交 通 費		1,360,187
印 刷 費		1,089,070
広 告 費		373,300
文 具 費		57,115
食 糧 費		358,067
休 泊 費		390,800
雑 費		342,318
今 回 計		6,887,981
前 回 計		—
総 計		6,887,981

報告書受理年月日	昭和49年7月18日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	二 見 伸 明	所属党派	公 明 党	期間 6月1日から 7月7日まで	第1回分
出納責任者氏名	菅 谷 貞 一				

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	
羽 川 三 郎	会 社 員	35,000円	家 屋 費	197,000円
高 野 忠	農 業	50,000	選挙事務所費	133,500
大 丸 勝 美	農 業	50,000	集会会場費	—
飯 田 豊	農 業	50,000	通 信 費	500
久保田 守	農 業	30,000	交 通 費	35,154
大 出 寛	商 業	50,000	印 刷 費	1,220,000
綱 代 智	会 社 員	50,000	広 告 費	551,600
弦 卷 照 男	会 社 員	50,000	文 具 費	5,421
吉 家 昭 三	会 社 員	30,000	食 糧 費	26,480
塚 田 晃	会 社 員	30,000	休 泊 費	24,000
諏訪原 勇	会 社 員	30,000	雑 費	129,031
斉 藤 尚 吉	農 業	50,000		
片 桐 雅 博	農 業	50,000		
萩 原 武 雄	農 業	30,000		
小松崎 善 雄	農 業	30,000		
茂 木 隆 一 郎	養 豚 業	30,000		
色 川 四 郎	農 業	30,000		
和 田 孝 明	農 業	30,000		
木 村 保	商 業	30,000		
堀 井 誠	商 業	30,000		
伊 藤 す え	商 業	30,000		
飯 塚 万 司	農 業	30,000		
斉 藤 安 夫	農 業	30,000		
副 雅 典	会 社 員	30,000		
その他の寄附	48 件	340,000		
その他の収入		1,097,686	今 回 計	2,322,686
今 回 計		2,322,686	前 回 計	—
前 回 計		—	総 計	2,322,686
総 計		2,322,686		

報告書受理年月日	昭和49年7月22日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	矢田部 理	所属党派	日本社会党	期間	3月14日から 7月17日まで	第1回分
出納責任者氏名	塚 本 信 次					

収 入			支 出	
主たる寄附			人 件 費	916,000円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家 屋 費	918,560
日本社会党中央本部	政 党	2,000,000円	選挙事務所費	912,560
坂 東 秀 樹	会 社 員	66,000	集合会場費	6,000
坂 場 恵 子	会 社 員	46,000	通 信 費	210,650
四 倉 博 美	会 社 員	49,400	交 通 費	532,452
大 沼 智 子	会 社 員	46,000	印 刷 費	1,725,500
相 川 美 津 子	会 社 員	46,000	広 告 費	247,000
佐 藤 雅 之	団 体 職 員	53,800	文 具 費	101,585
根 本 巖	団 体 職 員	52,400	食 糧 費	183,071
久 保 恭 子	団 体 職 員	46,000	休 泊 費	131,779
長谷川 美佐子	団 体 職 員	46,000	雑 費	15,355
小 林 博	団 体 職 員	52,800		
その他の寄附	5 件	80,000		
その他の収入		2,397,552		
今 回 計		4,981,952	今 回 計	4,981,952
前 回 計		—	前 回 計	—
総 計		4,981,952	総 計	4,981,952

報告書受理年月日	昭和49年7月20日	第1回報告分
----------	------------	--------

公 告

●昭和49年度高圧ガス作業主任者試験及び販売主任者試験の実施について

高圧ガス作業主任者試験及び高圧ガス販売主任者試験規則第8条第2項の規定に基づき、知事が行う昭和49年度高圧ガス作業主任者及び販売主任者（丙種化学主任者、第2種冷凍機械主任者、第3種冷凍機械主任者、第1種販売主任者及び第2種販売主任者）試験の施行場所及び期日並びに受験願書の提出期限その他当該試験に関し必要な事項を次のとおり公告する。

昭和49年9月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 試験を施行する場所

水戸市文京2丁目1番1号

(国立) 茨城大学

なお、都合により会場を変更したときは、出願者に対し通知する。

2 試験を施行する期日

昭和49年12月1日 (日)

3 受験願書の提出期間

昭和49年9月12日 (木) から9月26日 (木) まで

(郵送の場合は書留郵便とすること。)

4 受験願書の提出先

水戸市三ノ丸1丁目5番38号

茨城県商工労働部商工企画課

5 受験手数料

受験願書の提出時に第2種冷凍機械主任者は800円、丙種化学主任者、第3種冷凍機械主任者、第1種販売主任者は700円及び第2種販売主任者にあつては500円を、それぞれ茨城県収入証紙をもつて納付のこと。

ただし、納付済の手数料は返還しない。

6 写 真 (7 cm × 5 cm手札型1枚)

7 試験科目別時間割

試験の種類	試験科目及び時間	試験科目	時 間	試験科目	時 間	試験科目	時 間
丙種化学作業主任者試験	高圧ガス取締法(以下「法」という。)にかかるとる法令及び液化石油ガス法にかかるとる法令	高圧ガス取締法(以下「法」という。)にかかるとる法令及び液化石油ガス法にかかるとる法令	午前9時30分から 午前10時30分まで	液化石油ガスの製造に必要な通常的应用化学及び基礎的な機械工学	午前10時40分から 午後0時40分まで	液化石油ガスの製造に必要な通常的の保安管理の技術	午後1時30分から 午後3時まで

第2種冷凍機械主任者試験	法にかかると法令	同上	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び機械工学	同上	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な通常保安管理の技術	同上
第3種冷凍機械主任者試験	法にかかると法令 冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術	午前9時30分から12時00分まで				
第1種販売主任者試験	法にかかると法令 高圧ガス(液化石油ガスを除く。)の販売に必要な通常保安管理の技術	同上				
第2種販売主任者試験	法にかかると法令および液化石油ガス法にかかると法令 液化石油ガスの販売に必要な通常保安管理の技術	同上				

8 合格発表

合格者に通知する。

●県営土地改良事業計画について

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営飯沼地区土地改良事業につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和49年9月2日

茨城県知事 岩上二郎

1 縦覧に供する書類

県営飯沼地区土地改良事業計画書写し

2 縦覧の期間 昭和49年9月9日から昭和49年9月28日まで

3 縦覧の場所 猿島町役場, 石下町役場

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和49年9月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道下入野水戸線道路基礎調査
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
水戸市元吉田町字東組, 字横宿, 字一本松, 字西組, 字荒谷及び字荒谷団地地内
" 千波町字福沢地内
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和49年9月2日から昭和49年9月30日まで

●米町土地区画整理組合の役員の住所の変更

米町土地区画整理組合の理事の住所に変更があつたので、土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第29条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

昭和49年9月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

変 更 後				
理 事	林	直	次	茨城県東茨城郡内原町大字高田127番地
変 更 前				
理 事	林	直	次	茨城県稲敷郡牛久町大字柏田3673番地

●道路位置の指定

建築基準法 (昭和25年法律第 201 号) 第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和49年9月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員 (m)	延 長 (m)
水土木指令 第648号	49. 8. 19	桑原 弘守	水戸市千波町 2867	水戸市千波町字千波原 2867-54	4.00	33.30
" 第647号	"	菊池 文夫	" 元吉田町 字一里塚西1359 -2	" 元吉田町字一里 塚西1359-3	4.00	64.80
" 第649号	"	安藤 武志	那珂湊市塚前 7024	東茨城郡大洗町磯浜町 字コノマリヨリ3139- 114, 3140-14	4.00	33.22

" 第652号	"	(株)水戸地産 代表取締役 館 実	水戸市大工町 3-2-15	" 茨城町大字長 岡字矢頭3524-16	6.00	129.40
" 第653号	"	米川正一郎	東茨城郡茨城町 大字長岡4385	" " " 4344-11, 18 4386-3, 4の1部, 4387-1の1部, 2	4.00	89.90
" 第654号	"	田中 利雄	" " " 3652	" " " 4290-2	4.00	34.80
" 第655号	"	マルカ食品 (株) 代表取締役 加藤 信忠	神奈川県藤沢市 藤が岡2-10- 2	" " " 3648-1, 4251-6, 1, 5, 4253, 4254	4.00	167.90
" 第656号	"	武藤 忠行	東茨城郡茨城町 長岡3317-38	" " 下石崎 字宮田2156-13, 14, 15, 16, 17, 18, 19	6.00	101.50
" 第657号	"	市毛 広	鹿島郡銚田町大 字柏熊603	" " 中石崎 字カラ立2271-1	6.00	60.00
" 第658号	"	大平 文司	埼玉県入間郡大 井町亀井保 1168-2	" " 長岡字 御札前3934-2, 3935-6, 7	6.00	51.10
" 第659号	"	市毛 栄子	東茨城郡茨城町 長岡3515-3	" " " 字矢頭4234-5, 6	4.00	30.00
" 第660号	"	長沢かつ江	水戸市東野町 210	" " 長岡新 田3523-57	4.00	35.00
下土木指令 第429号	49. 8. 20	石川 善治	岩井市大字岩井 4654-3	岩井市大字辺田字向地 610-4	4.50	24.65
" 第430号	"	田崎 直桁	古河市大字鴻巣 692	古河市大字鴻巣字虚空 蔵東498-2	4.00	34.90
" 第431号	"	小島 弘	神奈川県川崎市 幸区東古市場39	岩井市大字長谷字島原 口1174-119, 120	4.00	19.00
" 第432号	"	菱城 秀夫	岩井市大字辺田 1144-24	" 大字辺田字堀ノ 内558-82, 83, 86, 87, 92	4.00	34.00
" 第433号	"	板谷 兵庫	下館市大字一本 松857	下館市大字玉戸字前谷 170-1, 16	4.24	189.20 (通り抜 け)
竜土木指令 第178号	49. 8. 21	石橋 光雄	稲敷郡阿見町大 字阿見2208	稲敷郡阿見町大字阿見 稲荷向4240-9, 10, 11, 12	4.00	34.90
水土木指令 第664号	49. 8. 22	川崎しつえ	勝田市勝倉3433 -330	勝田市勝倉字大平3433 -328, 3433-1648~ 1650	4.00	35.00
潮土木指令 第182号	"	大崎 忠男	行方郡潮来町延 方甲655	行方郡潮来町大字延方 字老丁町乙2989-4, 15, 17, 2990-10, 12, 14	6.00	65.50
" 第183号	"	秀和産業(株) 代表 増古 四郎	鹿島郡鹿島町鉢 形字西谷1087- 4	鹿島郡鹿島町宮中字神 野1285-4	4.00	17.00
" 第184号	"	鈴木 文子	" 神栖町神 栖1203-45	" 神栖町神栖 1203-142	4.00	20.00
" 第185号	"	楢山 恒雄	" 波崎町太 田3225	" " 大字深芝 字昭田774-1	4.00	34.95

第186号	〃	喬木商事(株) 代表 喬木 一雄	〃 鹿島町泉 川25-2	〃 鹿島町平井字中 原1277-3	4.00	17.30
-------	---	------------------------	-----------------	----------------------	------	-------

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき、次の地域の工事が昭和49年7月15日に完了した。

昭和49年9月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
土浦市港町3丁目3656番-204, 3656番-205及び3656番-206

2 事業主の住所及び氏名
日立市幸町3丁目4番6号
日立木材地所株式会社
取締役社長 森 岡 道 一

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき、次の地域の工事が昭和49年7月23日に完了したことを公告する。

昭和49年9月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 工事を完了した施行区域に含まれる地域の名称
日立市石名坂町字金田前1077番の1, 1077番の6, 1090番の1

2 事業主の住所及び氏名
日立市幸町3丁目4番6号
日立木材地所株式会社
取締役社長 森 岡 道 一

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき、次の地域の工事が昭和49年7月31日に完了したことを公告する。

昭和49年9月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 工事を完了した施行地区に含まれる地域の名称
猿島郡総和町大字久能字一番割1199番地の3, 1099番地の5, 1099番地の6, 1099番地の7, 1099番地の8, 1099番地の9, 1099番地の10, 1099番地の11, 1099番地の12, 1099番地の13, 1099番地の14, 1099番地の15, 1099番地の16, 1099番地の17, 1099番地の18, 1099番地の19, 1099番地の20, 1099番地の21, 1099番地の22, 1099番地の23, 1099番地の24, 1099番地の25, 1099番地の26, 1099番地の27, 1099番地の28, 1099番地の29, 1099番地の30, 1099番地の31,

1099番地の32, 1099番地の33, 1099番地の34, 1099番地の35, 1099番地の36, 1099番地の37,
1099番地の38, 1099番地の39, 1099番地の40, 1099番地の41, 1099番地の42, 1099番地の43,
1099番地の44, 1099番地の45, 1099番地の46, 1099番地の47, 1099番地の48, 1099番地の49,
1099番地の50, 1099番地の51

2 事業主の住所及び氏名

東京都荒川区東日暮里6丁目28-5

株式会社坂入産業

代表取締役 坂入正昭

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定に基づき, 次の地域の工事が昭和49年
8月13日に完了した。

昭和49年9月2日

茨城県知事 岩上二郎

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

新治郡出島村大字穴倉字鹿野山6147番-4, 6148番-10, 6149番-3, 6149番-4, 6149番-
5, 6149番-6, 6149番-12, 6149番-13, 6149番-14, 6149番-15, 6149番-16, 6149番-
18, 6149番-21, 6149番-22, 6149番-23, 6207番, 6208番-1及び6208番-3

2 事業主の住所及び氏名

東京都新宿区諏訪町301番地

東宝商事株式会社

代表取締役 高須 祐

正 誤

昭和49年6月27日付茨城県報号外中誤りがあつたので, 次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
3	7	20.0	8.6
4	7	8.6	20.0
5	10	2.4	12.3
5	12	1.2	2.4

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、観光、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知ってもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。購読料は、昭和49年4月1日から送料とも1カ月700円です。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 7 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所